

燕市医療的ケア児等コーディネーター事業の進捗について

令和8年2月9日(月)

燕市障がい者自立支援協議会

1. 医療的ケア児等コーディネーター事業化までの経過

H28年度～

- ・受入先の確保に向けた取組を開始⇒基準該当事業所(生活介護7, 短期入所3, 放課後等デイサービス2)

H29年度～

- ・重症心身障がい児・医療的ケア児に関する連絡会を開催(医療、教育、福祉の協議の場)
⇒連絡会が主催する研修会も開催

R4年度

- ・市内で初となる重症心身障がい児・者を対象とした多機能型事業所(児童発達、放課後等デイサービス、生活介護、保育所等訪問支援、居宅訪問型発達支援)が開設

R5年度

- ・相談支援事業所ひまわりで、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が1名誕生
・ ⇒要医療児者支援体制加算(Ⅰ)

R7年度

- ・燕市医療的ケア児等コーディネーターを配置(燕市医療的ケア児等コーディネーター事業実施要綱施行)

【R3年度】

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 成立・施行

【事業化の経緯】

要医療児者支援体制加算を算定する事業所が出来たことで、地域の中核的な役割を担う人材が出来た。
一方で、福祉サービスの利用を前提としない相談や関係機関からの問合せなどの報酬が得られない役割や地域づくりの取組などに時間を割いてもらうには、コーディネーターとしての配置が必要となった。

《参考》

【参考：新潟県医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の役割について】

・新潟県医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した方に期待する役割

●…市町村における医療的ケア児等コーディネーター

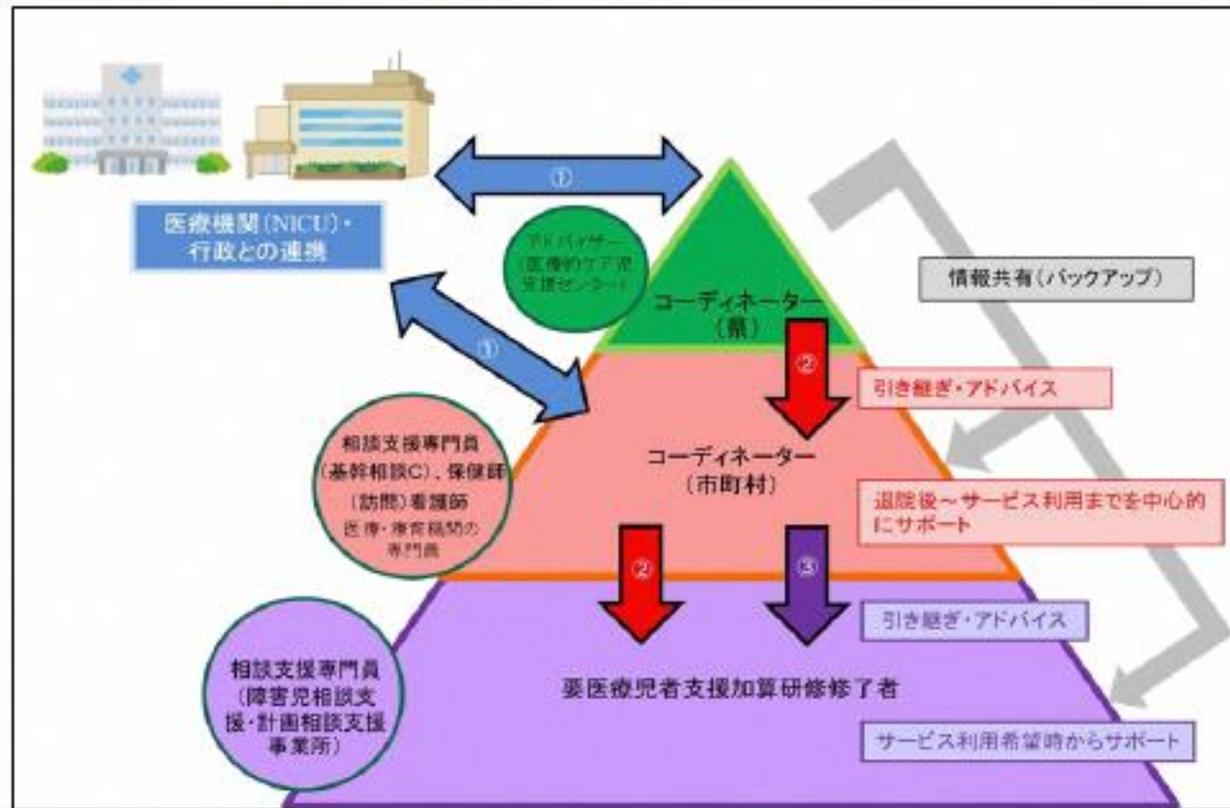
△…要医療児者支援体制加算の算定を目的とする相談支援専門員

●医療的ケア児（主に超重症児、準超重症児）がNICUを退院する際に介入し、保健師と協働し、その後の生活をサポートする。特に療育機関等とのつながりをコーディネートする。

●△医療的ケアが必要なケースへの積極的に介入する。

●△市町村、障害保健福祉圏域における医療的ケア児者に関する協議の場への参画等、市町村と協働し、地域づくり、地域診断を行う。

新潟県の医療的ケア児等支援体制のイメージ図



引用：令和7年度新潟県医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施要領

2. 医療的ケア児等コーディネーター事業について (燕市医療的ケア児等コーディネーター事業実施要綱一部抜粋)

目的

医療的ケア児等及びその家族が心身の状況等に応じた適切な支援を受けることにより地域において安心して生活できるようにするため、地域における必要な相談体制の整備を図る。

事業内容

市が相談支援事業所(相談支援事業所ひまわり)に委託して、相談支援事業所に配置されたコーディネーターが以下の内容を実施。

(1)医療的ケア児等及びその家族への相談援助業務

- ・病院からの退院時における支援
- ・障がい及び病状の理解に関する支援 など

(2)医療的ケア児等の支援を実施する関係機関等への協力業務

- ・専門的な知識を必要とする困難事例等への対応(ケース会議への参加 など)
- ・医療的ケア児等に係る情報の集約・関係機関等への発信 など

(3)その他業務

- ・関係機関との連絡会の運営(燕市重症心身障がい・医療的ケア児者在宅支援連絡会)
- ・医療的ケア児等に係る研修会の企画・運営(年2回以上) など

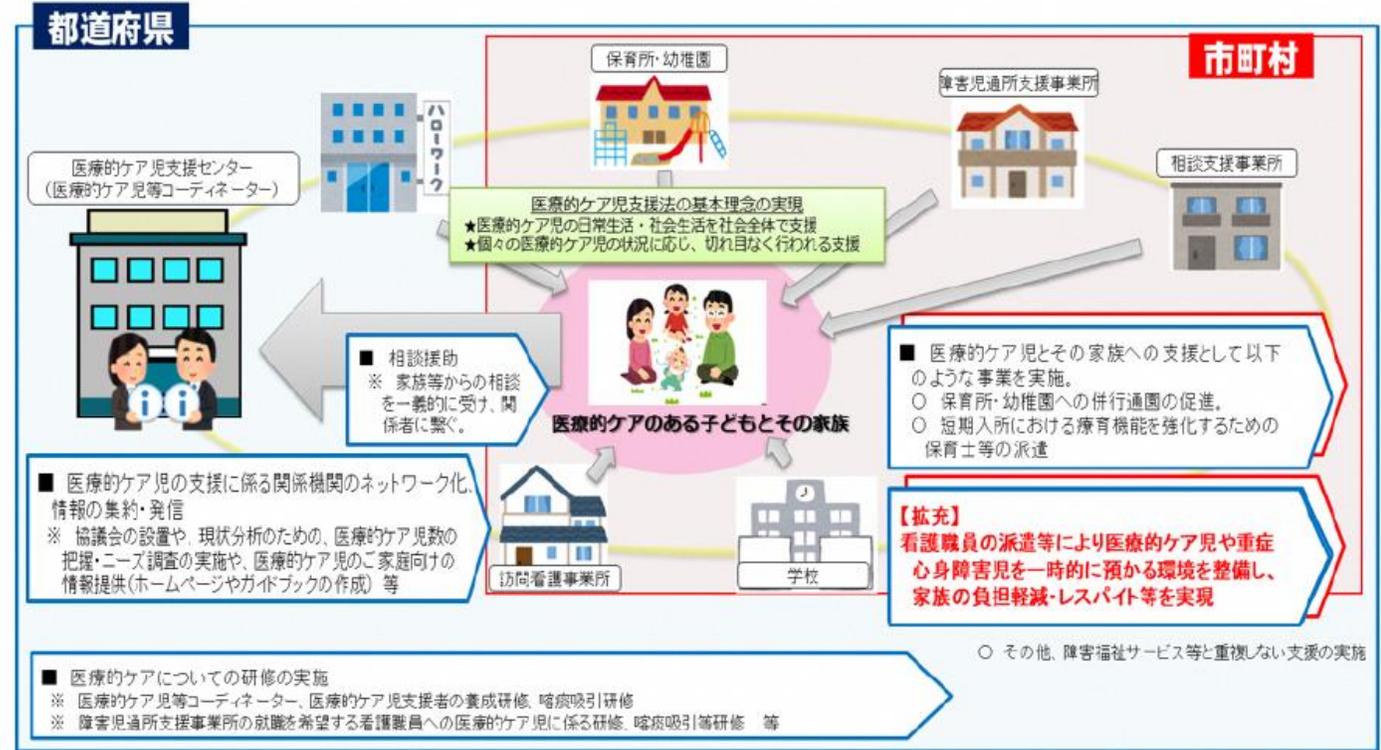
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

事業の概要

- 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援、医療的ケア児を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



実施主体等

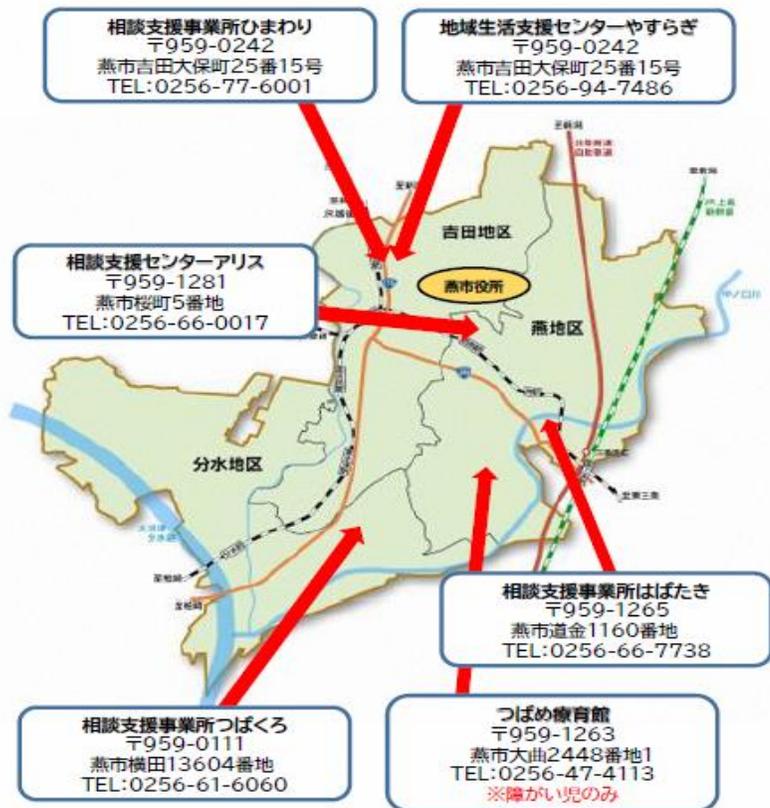
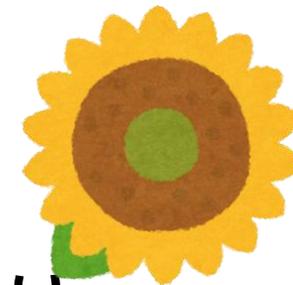
- 【実施主体】** 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ
- 【負担割合】** 国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2
- 【補助基準額】**
- | | | |
|-------------------------|-----------|---------------------------------|
| 医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合 | 1 都道府県当たり | 8,625千円 (2人目以降、1人につき5,044千円を加算) |
| 医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合 | 1 自治体当たり | 5,141千円 |
| 一時預かり | 1 人当たり | 180千円 |
| 環境整備 | 1 自治体当たり | 500千円 |

4. 事業委託先



(令和7年4月より)

事業委託先：社会福祉法人吉田福祉会 相談支援事業所ひまわり



○法人設立 昭和63年6月8日

○所在地 燕市吉田大保町25番15号

○法人特徴 高齢者福祉を中心に、障がい福祉、保育・子育て支援の3分野でサービスを提供
(障がい福祉分野では、相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問等)

○相談支援事業所ひまわり 職員体制3名

- ・障がい児相談支援・計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)
- ・委託相談支援(医療的ケア児等コーディネーター事業、住居確保等支援事業、地域生活支援拠点等整備事業を含む)

5. 実施事業

(1) 医療的ケア児等及びその家族への相談援助業務

【実績】

・令和7年度 新規相談件数 5件(令和7年11月末時点)

※市内の対象者59名(内16名はひまわり担当)

・医療的ケア児等コーディネーターの周知、ネットワークの構築のため、リーフレットを作成し、関係機関への挨拶回りを実施。

燕市医療的ケア児等コーディネーター事業

「医療的ケア児等コーディネーターを知っていますか？」

医療的ケア児等コーディネーターって、何をする人？

医療的ケア児等が地域で安心して暮らすための体制作りや、相談支援専門員等のサポートを行っています。

コーディネーターは『医療的ケア児等コーディネーター養成研修』を受けています。

お気軽にご相談ください♡

医療的ケア児等コーディネーター

地域の体制作りを行ったり、関係機関からの相談にも応じます。

福祉・保健

- 障がい福祉サービス事業所
- 福祉用具業者
- 地域住民など

行政

- 市役所
- 保健所など

医療

- 病院、診療所
- 訪問看護など

保育・教育

- 幼稚園、保育園
- 小学校、中学校、高校
- 特別支援学校

相談支援専門員

本人の願い、家族の思いを聞き、サービスの調整等を行います。

医療的ケア児・者等ご本人・ご家族

「みんなと一緒に保育園にいきたい」
「下の子(きょうだい児)の行事にいきたいんだけど…」
「近くに遇える施設が増えるといいなあ」
「利用できる助成金の事や大人になったときの生活が心配…」

【連絡先】
相談支援事業所ひまわり
相談受付時間 月～金曜日 8:30～17:30
住所 燕市吉田大保町25番15号
TEL 0256-77-6001
MAIL s-himawari@e-taiyou.jp
HP <https://yoshihuku.com/facility/himawari-sodan/consultation-support-office/>

相談無料です。

社会福祉法人 吉田福祉会

(2) 医療的ケア児等の支援を実施する関係機関等への協力業務

【実績】

・相談支援事業所に対して、医療的ケア児等コーディネーター事業の説明を実施し、専門的な知識を必要とする困難事例等への対応(ケース会議への参加など)を支援させていただくことを説明。ケース会議への参加はないが、訪問看護、相談支援事業所からの問い合わせや相談が増えた。

・医療的ケア児等に係る情報の集約・関係機関等への発信については、サービス事業所の受け入れ実績や状況の情報収集を実施(看護師配置の有無、医療的ケア、重心の受け入れ状況、過去の受け入れ実績の聞き取り)。



(3) その他②『医療的ケア児等に係る研修会の企画・運営』

【実績】

○研修会の実施

・市内相談支援専門員向けの基礎的な研修会、地域づくりの視点での検討会

・市内サービス事業所(生活介護、短期入所、居宅介護事業所)及び訪問看護事業所の職員向け研修会予定



6.課題と今後の取り組み

☆地域課題（地域づくり検討会より）

- ・個別性が高く、必要な支援に対応できる支援者・事業所が少ない。
- ・医ケア・重心児を知る機会がない、医療の知識がない（市民も支援者も）。
- ・福祉事業所で働く看護師が少ない。
- ・緊急時や災害時の対応が難しい。
- ・移動手段が限定される。

☆医療的ケア児等コーディネーターとしての課題

- ・コーディネーターとしての知識、経験不足
- ・医療分野へのコーディネーター周知が不十分
- ・早い段階から介入できる体制づくりができていない。

◎今後の取り組み

地域課題の解決に向けて、関係機関と連携しながら、家族や支援者が過度な負担を抱え込むことのない体制を構築していきます。

- ・地域の支援者向けの研修（継続）
- ・ネットワークづくり
- ・（必要に応じて）協議会での協議
- ・研修参加や個別ケースを通して、コーディネーターのスキルアップ
- ・周知・啓発活動の継続



7. 令和8年度取組(案)

課題

取組

(1) 医療的ケア児等及びその家族への相談援助業務

- ・病院からの退院時における支援
- ・障がい及び病状の理解に関する支援 など

- 病院等の関係者への周知不足
- 早い段階から介入できる体制づくりができていない
- 本人・家族への周知不足

- リーフレットを用いて市内を中心とした関係機関への挨拶周り
- イベント等を活用してのコーディネーターの周知

(2) 医療的ケア児等の支援を実施する関係機関等への協力業務

- ・専門的な知識を必要とする困難事例等への対応(ケース会議への参加 など)
- ・医療的ケア児等に係る情報の集約・関係機関等への発信 など

- コーディネーターとしての知識・経験不足
- 本人・家族への周知不足
- 個別性が高く、支援に不安を抱く支援者が多い

- 県の医ケアコーディネーター主催の研修会や勉強会等への参加
- 個別支援で浮かび上がった地域課題を整理し、地域支援体制の構築を踏まえてコーディネーターの役割と理想的な在り方を研究
- 支援者が働きやすくなるように情報の活用の検討

(3) その他業務

- ・関係機関との連絡会の運営(燕市重症心身障がい・医療的ケア児者在宅支援連絡会)
- ・医療的ケア児等に係る研修会の企画・運営(年2回以上) など

- 地域住民が医ケア児者等について知る機会がない
- 個別性が高く、必要な支援に対応できる支援者・事業所が少ない

- 燕市重症心身障がい・医療的ケア児者在宅支援連絡会でのイベント企画
- 医療的ケア児等に係る研修会の企画・運営(年2回以上)